平成２３年（フ）第２８６０号
福岡市東区松田３丁目13番８―207号
債務者　植波　智美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７３号
福岡県春日市天神山７丁目13番地ファミール御幸ケ丘207号
債務者　荒谷かおり（旧姓鬼木）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７５号
福岡市東区原田４丁目23番17―401号
債務者　中村　健太
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７９号
福岡市東区奈多団地14番405号
債務者　木田橋了介
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９０号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3549番地43
債務者　川俣　宏子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９６号
福岡市中央区春吉１丁目11番36号光ビル602号
債務者　齋藤　輝夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０９号
福岡市南区向野１丁目４番４号
債務者　大丸　雅徳
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８号
沖縄県石垣市字真栄里255番地１　オアシスファミリーⅢがん太303号
債務者　仲宗根生代
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第４５９号
岐阜市宝来町27番地１
債務者　片桐　里美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３４号
岐阜県関市東福野町４番９―103号
債務者　櫻井　雅和
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６４０号
岐阜市守口町５丁目１番地　ハイユニ．カミ202号室
債務者　垣本　映子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３４号
秋田市新屋勝平台17番３－６号
債務者　小松　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６４号
秋田県南秋田郡五城目町字稲荷前54番地６
債務者　小玉　　睦
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
秋田県大仙市下深井字高田217―１　高齢者専用賃貸住宅かぐや姫せせらぎ、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町浅舞字伊勢堂21番地17
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１０６号
岐阜県加茂郡富加町羽生1333番地１
債務者　長屋　初男
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１０７号
岐阜県加茂郡富加町羽生1333番地１
債務者　長屋眞由美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２４６号
大阪府堺市中区深井清水町3969―２、住民票上の住所三重県津市津興385番地15
債務者　鈴木　　太
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４８号
三重県津市久居明神町1180番地242
債務者　水谷　友美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
津地方裁判所破産係